

世田谷区告示第 170 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 3 月 25 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 25 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区喜多見八丁目 2175 番 37 の内から 2175 番 38 の内まで

3 変更の区域

延長 24.64 メートル

幅員 0.17 メートルから 0.24 メートルまで

面積 5.28 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 3 月 25 日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区	喜多見八丁目 18番
----	------------

